

令和7年1月24日

最高裁判所第二小法廷 御中

令和6年(才)1067号

令和6年(受)1368号

上申書(その6)

ホームヘルパー国家賠訴訟原告

藤原 路加

本日は6回目の上申となります。前回は家事労働者の「過労死」認定を通じて、思い出した認知症状の有る方の所で起きた事故と、国が発表した「訪問介護事業への支援について」(報告)からも、最高裁としての迅速な判断が、求められている点をお伝えしました。

今回は、介護保険での生活の継続についての概念が憲法25条、11条、13条等の「本人らしく生きる権利」侵害がされている事をお伝えしたいと思います。

藤原は介護保険下で働くホームヘルパーの移動・待機・キャンセルが労働基準法からも守られていない事を訴えています。特に介護保険制度内では45分という短時間労働の上に、その労働内容についても著しい規制が掛かっている事を今回はお伝えしたいと思います。結果としてヘルパー労働の現実は新しく制定された「認知症基本法」の人権保障の内容においても整合性がとれないような事態となって居る事を合わせてお伝えしたいと思います。

掟のような「べからず」の背景

現在、介護保険は介護保険料が高額になるに反比例して、要介護状態での在宅生活がしにくくなりつつあります。支援に当たるヘルパーへの規制は厳しく、たとえば身近な日用品の買い物をするにもチェックが入り、酒やたばこ類など嗜好品の買い物はNG。宝くじや馬券の購入は夢のまた夢という掟のような「べからず」があります。

介護保険は容赦ありません。「動物の世話はNG」とされています。制度を作った側が実際の生活を少しでも想像していただければ現場の様子はわかるはずなのでは?と思います。

掃除しながらモップにじゃれてくるワンちゃん、猫ちゃん。手乗りインコのフンは床にこびりついてなかなか取れないというお部屋の掃除。暮らしのなかでは「〇〇さんの分はここまで」といって分けられないだけでなく、そもそも家族としての動植物は貴重な存在です。動物たちはそんなシステムにはお構いなしです。生活の継続には「生活支援」に係わるリクエストが多いのですが、このような当人以外の生活支援はサポートができない項目(「べからず」集)があります。

それは2000(平成12)年3月17日発行の老計第10号「訪問介護におけるサ

ービス行為ごとの区分について」の②生活援助の文章のうち、(2) 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為をまとめたものです。

私たちヘルパーやケアマネは、この「通知」を「べからず」と呼んでいます。そして、これ以降、厚労省告示や運営基準がつつぎと出され、自治体や担当者ごとの解釈により「べからず」が増えています。

<資料1>

訪問介護でやれること (老計10号)

身体介護 (抜粋)

1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック/利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック/環境整備/換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整備等/相談援助、情報収集・提供/サービス提供後の記録等

1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）/食事介助/特設の専門的配慮をもって行う調理

1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）/部分浴（手浴及び足浴・洗髪）/全身浴/洗面等/身体整容（日常的な行為としての身体整容）/更衣介助

1-3 体位交換、移動・移乗介助、外出介助

1-4 起床及び就寝介助

1-5 嚥養介助

1-6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

※2018年3月 一部改定

自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助(自立支援、ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知

生活援助 (抜粋)

2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック/利用者の安否確認、顔色等のチェック/環境整備/換気、室温・日あたりの調整等/相談援助、情報収集・提供/サービスの提供後の記録等

2-1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃/ゴミ出し/準備・後片づけ

2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯/洗濯物の乾燥（物干し）/洗濯物の取り入れと収納/アイロンがけ

2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・洗濯の補助：衣類の整理（夏・冬物の入れ替え等）/洗濯の補助（ボタン付け、破れの補修等）

2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ/一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）/薬の受け取り

2000年3月「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

一般的に介護保険の家事援助の範囲に含まれないと考えられる事例

1. 「直接本人の援助」に該当しない行為
 - 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
 - ・利用者以外のもにに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
 - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
 - ・来客の応接(お茶、食事の手配等)
 - ・自家用車の洗車・清掃 等
2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

[1]訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

 - ・草むしり
 - ・花木の水やり
 - ・犬の散歩等ペットの世話 等

[2]日常的に行われる家事的範囲を超える行為

 - ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
 - ・植木の剪定等の園芸
 - ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等



**訪問介護で
やれないこと
(老振76号)**

厚生省老人保健福祉局振興課長通知

2000年11月「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」

2 「べからず」事例

ここで、一つの事例を紹介させていただきます。

幸子さん（仮名）88歳、全身性リュウマチで日常的に強い痛みとたたかいながら生活されています。室内歩行はできますが、外出はできません。要介護2です。同居家族はコロナ禍に2度、エクモのお世話になった90歳夫で、その夫と二人暮らしです。夫は外部からの介護を受けることを拒否。幸子さんは病状から外出ができないので買い物をヘルパーに依頼しています。日常の買い物内容の規制があり、都心部では、A店舗、B店舗で、とリクエストできません。となりのスーパーでの買い物以外はすべてNG。季節の変わり目に出る、夫の衣類などの買い物も「幸子さんのものではない」ということでNG。夫が服用している薬の受け取りもNG。こういった「べからず」の説明を幸子さんに訪問介護事業者やケアマネがしていると、そのうち幸子さんは怒り出し、そんなめんどうな制度なら自費でということになりました。

ご本人の「妻」という役割を重視したエンパワーメント的な在宅支援のプログラムはケア会議では議題にも上がらず、介護保険の制限内容を確認し、狭めて自費への流れを強めています。裁判を通じて国側がヘルパーの労働環境を介護保険の中で検討されていない事が分かりましたが、自費で支払える範囲での労働はヘルパーにとって、更に厳しい労働強化となる事も申し添えます。

3 認知症基本法の当事者主権と「べからず」

ヘルパー養成研修生は、人間らしく・自分らしく生きること、暮らすことを支援すること、人間の尊厳・人権を学び、暮らしの継続をサポートしたいと願って受講しています。高齢や病気・事故で要介護状態になるまでは、自分らしく暮らしていた方が、「介護保険」を使う段になると、自分らしく暮らすために「こうしてほしい」とリクエストを出しても「べからず」で制限され、自分らしさを狭め、暮らしの継続から遠ざけられています。憲法25条や13条・11条に保障された人権の視点や昨年、成立した認知症基本法のなかでも明記されている当事者主権、意思決定支援の重要性、当事者主体のご自宅での生活の継続のための主体的判断や、役割を大切にしたいエンパワーメント等の考え方からしても、先に挙げたような「べからず」の狭いしぼりのある介護保険のケアは人権保障の面からも早急に見直される時期です。今年が介護保険25年目、一刻も早審議入りを改めてお願いします。